平成２１年（フ）第３８４８号
愛知県瀬戸市松原町３丁目141番地
債務者　尾崎　殉一
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８１号
名古屋市天白区向が丘１丁目805番地　ハイツアサノＢ　２Ｈ号
債務者　仲森　正行
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８３号
名古屋市名東区勢子坊４丁目1403番地の２
債務者　北村　吉一
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８４号
名古屋市名東区勢子坊４丁目1403番地の２
債務者　北村美枝子
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１８９号
愛知県北名古屋市徳重大日67番地１
債務者　鳴　　栄
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４５号
愛知県一宮市森本４丁目19番９号　エーデルメゾン402号
債務者　野田　直美
1　決定年月日時　平成22年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第５８１０号
大阪市淀川区西宮原１丁目７番４―315号
債務者　種岡　　透
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９３９９号
大阪府豊中市三和町２丁目７番46号
債務者　畑口　英樹
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９９５６号
大阪府大東市赤井３丁目８番８号　ヴィラフィオーレ502号
債務者　江藤　博文
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９９７５号
大阪府豊中市服部南町５丁目３番６号
債務者　村上　和行
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０２７０号
大阪府枚方市宮之阪２丁目５番23号
債務者　東　真太郎
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０３７７号
大阪市福島区海老江７丁目４番３号
債務者　市川　惠子
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２５号
大阪市平野区瓜破１丁目９番14号　吉祥苑35
債務者　川端　麻子
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５７号
大阪府寝屋川市黒原旭町17番９号
債務者　柳　　英雄
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５８号
大阪府寝屋川市黒原旭町17番９号
債務者　柳　美惠子
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２３７号
大阪府豊中市刀根山３丁目２番15号
債務者　平山義男こと　申　　昌壽
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３３９号
大阪市住吉区苅田７丁目10番10号　パールハイツ502号
債務者　下園真由美（旧姓田岡）
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３８９号
大阪市生野区巽東２丁目17番27号　ハイツ巽東207号
債務者　小田　善一
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部